

地域の問題解決や活性化を図る事業を検討中の団体の皆様
その事業、

空き家を活用して行いませんか？

～春日井市空き家地域貢献活用事業補助金のご案内～

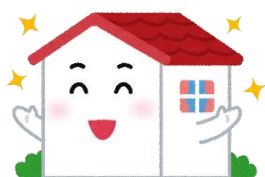


空き家の改修費用に対して

上限 **50** 万円補助



地域の高齢者が
集う施設に…



障害のある方の
就労支援施設に…

様々なアイデアで
空き家を活用して
地域を活性化！



地域の方が
集うスペースに…



地域の子ども達が
集う施設に…

補助金活用例

- ・フリースクール
- ・子ども居場所づくり 等

【対象事業】 空き家(空き店舗等も可)を地域貢献に資する目的で活用する事業

【対象者】 法人又は任意団体であって、次のいずれにも該当する者

- ・ 空き家の所有者又は賃借人(認定通知後 30 日以内に当該空き家の売買契約又は賃貸借契約の締結を予定している者を含む。)
- ・ 空き家を活用した事例として、市の広報、ホームページ等において公表することに同意していること。

【補助金】 改修工事の額に3分の2を乗じて得た額とし、500,000 円限度とする。

【申請方法】 改修工事の契約を締結する前日までに補助金認定申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課へ提出して下さい。

【問い合わせ先】

春日井市役所まちづくり推進部 住宅政策課空き家対策担当

電話：0568-85-6572

メール：jutaku@city.kasugai.lg.jp

制度の詳細は
[こちらへ](#)



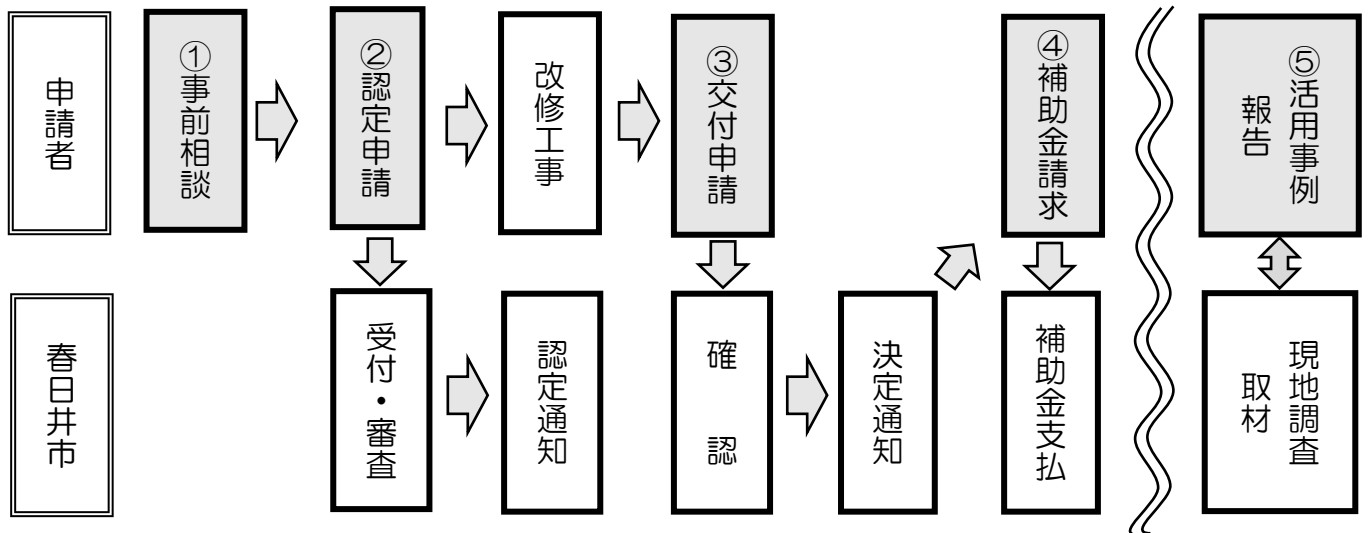
●「空き家」

- ・認定申請日において、1年以上使用されていない戸建て建物（空き店舗等も可）
- ・昭和56年5月31日以前に着工された建物については、現行の耐震基準に適合するものであること（補助事業と同時に行う改修工事により適合するものを含む。）

●「任意団体」

- ・3名以上で構成
- ・団体の規約等が書面で定めがあり団体名を含む口座名義となっている預貯金口座を保有している団体

【申請フロー】



【条件】

次のいずれにも該当するもの

- ・原則として、補助事業が完了した日から5年間以上地域貢献に資する活動を当該空き家で継続すること。
- ・補助事業を実施する空き家が、建築基準法等の関係法令の規定に適合していること。
(補助事業完了後に適合することとなる場合を含む。)

※ 都市計画法による用途地域によって、建築物の用途制限があり、利用できる事業が制限されます。

可否については、建築指導課でご確認ください。(建築指導課：(0568)85-6324)

【補助対象経費】

空き家の「改修工事」に係る経費

※ 次の箇所の修繕、改修、補強又は間取りの変更をすることによって空き家の安全性及び機能性の維持又は向上のために行う工事をいう。(DIY 工事も含む。)

- 1 台所、浴室、便所又は洗面所
- 2 給排水、電気、空調又はガス設備
- 3 内壁、床又は天井
- 4 屋根又は外壁
- 5 建具
- 6 空き家の耐震性

※ 次に掲げる経費は、補助対象経費の対象外

- 1 家具、家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費
- 2 市の他の補助金の補助対象になっている経費
- 3 申請者以外が支払った経費

【注意事項】

- ・認定にあたり、地域貢献に資する事業であるか審査を実施します。
また、予算の範囲内で補助金を交付することとなるため、申請者すべてが認定されるとは限りません。
- ・認定申請前に着手した改修工事の経費については補助の対象となりません。
- ・空き家で行う活用について自身のSNS等で積極的にPRしてください。

令和6年4月1日現在